

## DNA 型データ抹消判決

1月20日に「名古屋地裁で奥田さん勝訴」とレポートしたが、毎日2月16日「記者の目」で表題について詳しく伝えている。全国初の画期的な判決なので、抜粋して紹介したい。

無罪判決が確定した男性が捜査時に採取された指紋やDNA型、顔写真を警察庁のデータベースから抹消するよう求めた訴訟で、名古屋地裁は男性の訴えを認めた。現代の科学捜査に欠かせず、判決もデータベース自体の有用性は認めたが、データの抹消に関する運用方法は「甚だ曖昧と言わざるを得ない」と批判した。



勝訴判決後の記者会見で喜びを語る奥田さん(左から2人目)＝名古屋市中区で1月18日、道永竜命撮影

国は判決を不服として控訴、原告側もこれに応じて控訴した。訴訟の行方にかかわらず、国はこの判決を起点に法制化の議論を急ぐべきだ。1月18日の判決後の記者会見で、原告の薬剤師、奥田恭正さん(65)は「犯罪者ではないよと言ってもらえた」と喜びをかみしめた。奥田さんは2016年10月、マンション建設反対運動中に現場監督に暴行したとして逮捕、起訴された。名古屋地裁は18月2月、防犯カメラの映像などから暴行の事実を認める十分な証拠はないとして、無罪判決を言い渡した。名古屋地検は控訴せず、奥田さんの無罪が確定した。だが、捜査で採取されたDNA型などのデータは警察に保管されたままで、奥田さんは「犯罪予備軍扱いだ。逮捕される前の私に戻してほしい」と同年7月、データの抹消を求め提訴した。

地裁判決は「何人もみだりにDNA型を採取されない自由があり、取得された後に利用されない自由も含まれる」とし、DNA型などは個人の尊重を定めた憲法13条で保護されているとの判断を示した。諸外国が法制化を進めている点についても「国民の私生活における自由への侵害になり得るとの理解が背景にある」と言及。日本の国家公安委員会規則は「脆弱な規定にとどまる」と断じ、無罪確定時には抽象的な理由でなく、余罪や再犯の恐れなど具体的な必要性を示さない限り「保管する必要がなくなったと判断すべきだ」と結論づけた。

これまで同様の訴訟はいずれも退けられて、弁護団によれば、抹消を命じたのは「全国初の画期的な判決」という。元検事で弁護団長を務めた国田武二郎弁護士は「警察は相当驚いているはずだ。今後さまざまところに影響を及ぼすだろう」と話し、早期の法制化を求める。

判決言い渡しから3日後。奥田さんは、支援者らと名古屋市中心部で国に控訴しないよう求める署名活動をしていた。目立つことは得意ではないがマイクを握った。「個人情報個人のもの。国のものではありません」。この当然のことが当たり前になる社会であってほしい。

(2022年2月19日)